

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十一号

身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

身体障害者福祉法施行細則(昭和六十二年千葉県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削り、同様式の注を削る。

別記第二号様式中「㉔」を削り、同様式の注を削る。

別記第三号様式中「㉔」を削り、同様式の注1を削り、同様式の注2を同様式の注とする。

別記第四号様式中「㉔」を削り、同様式の注を削る。

別記第七号様式中「㉔」及び「㉕」を削り、同様式の注1を削り、同様式の注2を同様式の注とする。

別記第八号様式中「㉔」を削り、同様式の注2を削り、同様式の注1を同様式の注とする。

別記第九号様式中「㉔」及び「㉕」を削り、同様式の注を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療費の支給に関する規則(平成十九年千葉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㉔」を削り、注3を削る。

別記第三号様式中「㉔」を削り、同様式の注を削る。

別記第四号様式中「㉔」を削り、注3を削る。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十三号

千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

千葉県保健師等修学資金貸付条例施行規則(昭和三十七年千葉県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第九号中「第二十一条第二項第一号」を「第二十四条第二項第一号」に改める。

別記第八号様式(裏)及び第十一号様式(裏)中「~~21~~」を「~~24~~」に改める。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

千葉県立野田看護専門学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十四号

千葉県立野田看護専門学校管理規則の一部を改正する規則

千葉県立野田看護専門学校管理規則(平成七年千葉県規則第九十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一看護学科の表専門分野の項中「在宅看護の理解I」を「地域・在宅看護概論I」に、「在宅看護の理解II」を「地域・在宅看護概論II」に改め、別表第二看護学科の表を次のように改める。

第二看護学科

基礎分野	科目	単位数	時間数
科学的思考の基盤 人間と生活・社会の理解 日本語表現法 情報科学 生命倫理 暮らしと健康 こころの科学 人間関係論	科学的思考の基盤	九	三〇
	人間と生活・社会の理解		二〇
	日本語表現法		一五
	情報科学		一〇
	生命倫理		一〇
	暮らしと健康		一〇
こころの科学	二五		
人間関係論	二五		

合計	小児看護学実習	二	九〇
	母性看護学実習	二	九〇
	精神看護学実習	三	九〇
	統合実習	七	二〇
	合計	七七	二二七〇

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 令和五年三月三十一日において千葉県立野田看護専門学校第二看護学科に在学している者に係る教育課程については、改正後の千葉県立野田看護専門学校管理規則別表の規定にかかわらず、その者が引き続き千葉県立野田看護専門学校の第二看護学科に在学する間は、なお従前の例による。令和五年度において新たに千葉県立野田看護専門学校第二看護学科に在学することとなる者で第二学年に属することとなるものに係る教育課程についても、同様とする。

千葉県袖ヶ浦福祉センター管理規則をここに公布する。

令和五年三月三十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県規則第二十五号

千葉県袖ヶ浦福祉センター管理規則を廃止する規則

千葉県袖ヶ浦福祉センター管理規則(平成十七年千葉県規則第五百二十二号)は、廃止する。

附則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

購読料 本号 一部 一二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先

千葉県 〇四三(二三三)二六五八